

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき303点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>505点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>375点</u>）を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) 死体処置料 1体につき <u>525点</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(12) 文書料</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき303点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>508点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>378点</u>）を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) 死体処置料 1体につき <u>735点</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(12) 文書料</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 診療録の開示文書の写し</u></p> <p><u>(ア) 白黒 1枚につき 1点（両面にわたる場合にあつては、2点）</u></p> <p><u>(イ) カラー 1枚につき 4点（両面にわたる場合にあつては、8点）</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。